

宮監公表第13号
令和7年5月26日

宮崎市監査委員	阪元	勇
宮崎市監査委員	松浦	史典
宮崎市監査委員	今田	裕信
宮崎市監査委員	伊知地	孝美

定期監査措置状況の公表について

令和6年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
農政部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
農政部	旅費について、次のような不備があった。 ・東京都新宿区等への旅行について、用務先に最も近い駅を目的地とし、出発地から目的地までの交通実費を支給すべきところ、復路で目的地ではない駅までの交通費を支給していた。また、東京23区外から羽田空港までの移動は交通実費を支給すべきところ、定額1,000円を含めた金額で支給していた。(農政企画課) ・他団体が交通費及び宿泊料(実費)を負担する旅行について、旅費規程に定める宿泊料のうち夕食代・諸雑費及び日当を支給すべきところ、日当のみ支給していた。(農政企画課) ・目的地と同一の行政区域内を巡回する交通費は日当に含まれることとされているにもかかわらず、実費を支給していた。(農業振興課) ・主催団体が夕食代を負担しているにもかかわらず、夕食代を減額せずに旅費を支給していた。(農業振興課) ・夕食代を自己負担しているにもかかわらず、宿泊料から夕食代を除いて旅費を支給していた。(農村整備課)	過大支給した旅費については、返還を求め、収納済となっている。また、過小支給した旅費については、追加支給を行った。今後は、起案者・決裁者は、旅費支給条例及び旅費取扱マニュアル等の根拠法令の確認を徹底し適正な事務処理に努める。
農政部	国有林野賃借料について、債務負担行為を設定せずに複数年契約を締結していた。また、財務規則第55条ただし書の規定に該当しないにもかかわらず、支出負担行為兼支出命令書により支出負担行為を行っていた。(森林水産課)	契約相手方に事情を十分説明した上で、複数年契約(令和6年度～令和8年度)については、令和7年3月24日付けで、単年度(令和6年度)契約とした。さらに令和7年度分については、令和7年4月1日付けで単年度契約を締結した。今後、複数年契約を締結する場合は、債務員担行為の設定を確実にすることとする。 また、支払事務を行う際は、財務規則等根拠法令の確認を徹底し適正な事務処理に努める。

部局名	指摘事項等	措置状況
農政部 (3)	再リース契約において、予定価格は月額が設定され、見積書は総額が記載されていたため、両者が比較できないものとなっていた。 (農村整備課)	本リース契約については令和6年度で終了するが、今後、同様のリース契約については見積書の記載を月額に設定する。
農政部 (4)	補助金に係る支出負担行為について、1件1,000万円以上の補助金は副市長専決事項であるにもかかわらず、部長までの決裁となっていた。 (農政企画課)	支出負担行為等同一時に専決区分がわかる資料を添付し、専決者の確認を徹底する。

令和7年4月28日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

